

(別紙-1) リスク分担表 (案)

※本表によらない事象が発生した場合、市の責めに帰すべき事由によるもの、または事業者の責めに帰すべき事由によるものを個別に検証し判断する。なお、これに区別できないものは協議による。

区分	リスクの種類		整理 No.	リスクの内容	負担者	
					市	事業者
共通	提供した情報リスク		1	市の帰責事由に関するもの（募集要項等の記載内容の誤り等）	○	
	契約リスク		2	市の帰責事由により、契約が締結できない・契約手続に長期間を要する等に関するもの	○	
				事業者の帰責事由により、契約が締結できない・契約手続に長期間を要する等に関するもの		○
	応募リスク		3	本事業への応募費用に関するもの		○
	事業計画リスク		4	市の帰責事由による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等	○	
				上記以外の事由（不可抗力及び法令変更を除く）による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等		○
	制度関連 リスク	法制度変更リスク(税制含)	5	本事業に直接関係する法制度の新設・変更等	○	
				上記の法制度以外の法制度の変更		○
		許認可リスク	6	市の帰責事由による申請手続等の不備および許認可等の遅延によるもの	○	
		上記以外の事由による申請手続等の不備および許認可等の遅延によるもの			○	
		議会リスク	7	本事業に係る議会の議決が得られない場合に、それまでに市に発生した費用	○	
				本事業に係る議会の議決が得られない場合に、それまでに事業者が発生した費用		○
	社会 リスク	住民問題リスク	8	本事業を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動・訴訟・要望等	○	
				上記以外で、本事業に係る事業者の帰責事由による住民反対運動・訴訟・苦情等		○
		環境問題リスク	9	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題(騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など)		○
		第三者賠償リスク	10	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
				上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○
	債務不履行リスク		11	市の帰責事由によるもの(支払遅延、不能等)	○	
				事業者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能等(事業の破綻・悪化・放棄、サービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等)		○
	金利リスク(※1)		12	提案書受付日から市の指定する日までの金利変動	○	
		13	市の指定する日以降の金利変動		○	
物価リスク(※2)		14	施設供用開始前のインフレ・デフレ	○	△	
		15	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	△	
資金調達リスク		16	市の資金調達に関するもの	○		
		17	事業者の資金調達に関するもの		○	
能力不足リスク		18	事業者の構成員等の能力不足等による事業悪化		○	
不可抗力リスク(※3)		19	戦争、暴動、自然災害等による事業の事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等によって生じた追加費用のうち一定の額	協議事項		
			20	上記を超える額	○	

区分	リスクの種類	整理 No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
設計・建設段階	測量・調査リスク	21	市が実施した測量・調査に起因するもの	○	
		22	上記以外の測量・調査等に起因するもの		○
	設計変更リスク	23	市の提示条件の不備・変更又は市の追加条件に伴う設計変更(軽微なものを除く)	○	
		24	本事業に関する上記以外の事由(不可抗力及び法令変更を除く)による設計変更		○
	設計完了遅延リスク	25	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		26	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
	用地リスク	27	本施設計画予定地の確保に関するもの	○	
		28	本施設計画予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地不適合リスク	29	本施設建設予定地で土壌汚染が顕在化した場合、市が公表している資料から予測可能なもの		○
		30	本施設建設予定地で地下埋設物(埋蔵文化財を含む)が顕在化した場合、市が公表している資料から予測可能なもの		○
		31	上記以外の土地の不適合	協議事項	
	地質・地盤リスク	32	予見不能な地質・地盤状況により工法・工期などに変更が生じた場合の追加費用(受注者による事前調査等から予見できず、着工後に確認された場合に限る)	協議事項	
		33	上記以外の地質・地盤の影響による追加費用		○
	工事監理リスク	34	工事監理の不備により生じる追加費用及び損害		○
	工事費変更リスク	35	市の帰責事由によるもの	○	
		36	事業者の帰責理由によるもの		○
	工事完了遅延リスク	37	市の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責理由によるもの		○
	要求性能未達リスク	39	施工時検査等で発見された要求性能の不適合(施工不良を含む)		○
要求水準変更リスク	40	市の指示による要求水準等の変更に伴う追加費用及び損害	○		
施設損傷リスク	41	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物に生じた損傷、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
運営・維持管理段階	運営開始の遅延	42	市の帰責事由によるもの	○	
		43	事業者の帰責理由によるもの		○
	運営費の膨張	44	市の指示・責任による運営費の膨張	○	
		45	人件費等の運営費の膨張		○
	事業内容の変更	46	市の帰責事由による事業内容の変更(用途変更など)	○	
	市場環境の変化	47	利用者の減少・競合施設の増加・需要見込みの誤り・その他の事由による経営不振		○
	支払いの遅延・不能	48	市の帰責事由による対価支払い遅延・不能によるもの	○	
	利用料金の未収	49	利用料金の未収による収入減		○
	要求水準の未達	50	事業者が行う維持管理・運営業務の内容が契約書等に定める水準に達しない場合		○
	施設利用者への対応	51	利用者からの苦情、利用者間のトラブル対応、施設内および事業敷地内における事故の発生等		○
	契約不適合責任	52	担保期間内における施設の契約不適合		○
		53	担保期間終了後における施設の契約不適合	○	
	債務不履行	54	市の帰責事由による業務及び協定内容の不履行	○	
55		事業者の帰責事由による業務及び協定内容の不履行		○	

区分	リスクの種類	整理 No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
運営・維持管理段階	修繕	56	事業期間中に必要となる修繕費の負担		○
	備品更新	57	事業期間中に必要となる備品更新費の負担		○
	施設設備等の損傷	58	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
		59	施設・整備の設計・構造上の原因によるもの		○
		60	税法上の資本的支出		協議事項
		61	市の責任による施設設備等の損傷	○	
	安全性の確保	62	管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
	情報管理・セキュリティ	63	業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護		○
		64	市の帰責事由による情報漏えい、犯罪発生等	○	
		65	事業者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
	損害賠償	66	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
		67	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）（設計・建設の瑕疵は除く）	○	
		68	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害		○
		69	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む）		協議事項
	運営リスク	70	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		71	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
	使用者対応	72	事業者の業務範囲のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
		73	市の指示・責任による利用者間のトラブルへの対処	○	
	周辺地域・住民への対応	74	地域との協調		○
		75	管理運営の業務内容に対する住民からの要望等		○
設定の取消リスク	76	期間を定める管理業務の全部又は一部の停止における費用負担（ただし、事業者の責めによらない場合を除く。）		○	
需要変動リスク	77	一般開放の利用者数等の需要変動に伴う維持管理・運営費の増大		○	
	78	学校水泳授業を受ける児童・生徒数の変動に伴う維持管理・運営費の増大（※4）	△	○	
移管	事業の終了手続き	79	管理運営業務の期間が終了した場合、又は期間中途における事業者の撤収・現状復旧に係る費用		○
		80	事業終了時における施設の性能確保に関する事項		○
		81	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○
		82	管理業務開始前、業務終了後等の引継ぎに係る費用		○

（凡例） ○：主分担 △：従分担

（※1） 基準金利確定日までは市、その後は事業者。

（※2） 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市。

（※3） 一定範囲の損害は事業者。

（※4） 人口データや現時点での児童・生徒数から想定できる範囲の変動は事業者負担、それ以上の急激な増減は市。